

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社松本組
主たる営業所の所在地	兵庫県朝来市
許可番号	兵庫県知事（特－3）第600497号
許可を受けている建設業の種類	土、建、大、左、と、石、屋、夕、鋼、筋、舗、し、板、ガ、塗、防、内、絶、具、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年7月31日
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第2号及び第3号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲 建設工事に係る営業のうち、公共工事に係るもの （注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。</p> <p>2 期間 令和6年7月31日から令和6年11月27日までの120日間</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社松本組は、兵庫県道路公社が発注した「播但連絡道路道路維持修繕工事」に関して、同社元取締役1名が令和6年4月22日神戸地方裁判所において、公契約関係競売入札妨害罪及び贈賄罪により懲役1年4月、執行猶予3年の判決を受け、同年5月8日に刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。</p>